

茨木市高齢者訪問理美容サービス出張費助成事業実施要綱（現行兼新旧対照）

（目的）

第1 この要綱は、在宅で生活している外出が困難な要介護高齢者に対し、理容師又は美容師がその自宅に訪問し理美容サービスを提供すること（以下「訪問理美容サービス」という。）について、その訪問にかかる出張費を助成することにより、生活の質の向上及び心身のリフレッシュを図ることを目的とする。

（助成対象者）

第2 助成の対象となる者は、高齢者（65歳以上の者をいう。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請日において市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者のうち、要介護認定において要介護3、要介護4又は要介護5であると認定をうけたもの
- (3) 自力又は介助により理容所又は美容所を利用することが困難な者
- (4) 次に掲げる施設に入所等していない者
 - ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム
 - イ 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム
 - ウ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅
 - エ 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設
 - オ 介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う住居
 - カ 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設
 - キ 介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設
 - ク 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
 - ケ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
 - コ 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
 - サ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設
 - シ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院
 - ス 医療法第1条の5第2項に規定する診療所

（助成対象経費）

第3 助成の対象経費は、第2に規定する者が訪問理美容サービスを利用したときに

支払う出張費とする。

2 前項の訪問理美容サービスとは次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 大阪府理容生活衛生同業組合茨木支部に属する理容所（以下「理容所」という。）によるもの

(2) 大阪府美容生活衛生同業組合茨木支部に属する美容所（以下「美容所」という。）によるもの

（助成の申請）

第4 助成を受けようとする者は、茨木市高齢者訪問理美容サービス出張費助成券交付申請書（様式第1号）に介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第26条第1項に規定する被保険者証の写しを添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（助成の可否の決定）

第5 市長は、第4第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて助成を決定し、申請者に対し茨木市高齢者訪問理美容サービス出張費助成券交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 市長は、助成をしないことと決定したときは、申請者に対し茨木市高齢者訪問理美容サービス出張費助成券不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

（助成券の交付）

第6 市長は、第5第1項の規定により助成の決定をしたときは、申請者に対し茨木市高齢者訪問理美容サービス出張費助成券（様式第4号。以下「助成券」という。）を交付する。

2 交付する助成券の枚数は、第4第1項の申請書が4月1日から6月末日までの間に提出されたときは4枚、7月1日から9月末日までの間に提出されたときは3枚、10月1日から12月末日までの間に提出されたときは2枚、1月1日から3月末日までの間に提出されたときは1枚とする。

（助成券の有効期限）

第7 助成券の有効期限は、助成券を交付した日の属する年度の末日までとする。

2 助成券は、同一有効期限内は再交付しない。ただし、助成券を汚損したときは、当該汚損した助成券と引換えに、同一枚数の新しい助成券と交換するものとする。

（助成額）

第8 助成額は、訪問理美容サービスに係る出張1回につき1,000円を限度とする。

ただし、出張1回の費用が1,000円に満たない場合は、その出張費を助成額とする。

（助成の方法等）

第9 第6第1項の規定により助成券の交付を受けた者（以下「受給者」という。）

が訪問理美容サービス出張費の助成を受けて訪問理美容サービスを利用しようとするときは、当該訪問理美容サービス1回の利用につき1枚の助成券を当該訪問理美容サービスを提供する理美容店に提出しなければならない。

- 2 前項の場合における理美容に要する費用は、当該受給者の負担とする。
(届出)

第10 受給者又はその家族は、受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、茨木市高齢者訪問理美容サービス出張費助成券交付資格消滅届(様式第5号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 転出したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 第2に規定する助成の対象者でなくなったとき。
- (4) 助成券の交付を受ける必要がなくなったとき。

(交付の廃止)

第11 市長は、第10の届出があったとき又は助成券を交付する必要がないと認めたときは、助成券の交付を廃止する。

- 2 市長は、前項の規定により助成券の交付を廃止したときは、受給者に対し、茨木市高齢者訪問理美容サービス出張費助成券交付廃止通知書(様式第6号)により通知する。

(助成券の返還)

第12 受給者又はその家族は、第10の届出をするとき又は第11第2項の規定による通知を受けたときは、未使用の助成券を市長に返還しなければならない。

(助成金の返還)

第13 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成券の返還を命じるとともに、助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により助成券の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(助成金の請求)

第14 理容所及び美容所は、第9第1項の規定により助成券の提出があったときは、当該提出があった月の翌月の15日までに、茨木市高齢者訪問理美容サービス出張費助成金請求書(様式第7号)に茨木市高齢者訪問理美容サービス出張費助成明細書(様式第8号)及び当該助成券を添えて市長に提出し、当該助成金を請求するものとする。

(助成金の支払)

第15 市長は理容所及び美容所から提出された請求書及び助成券等を確認し、適当と

認めるときは、助成金を理容所及び美容所へ支払うものとする。

(その他)

第16 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市高齢者訪問理美容サービス出張費助成事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。